

産業廃棄物処分業許可証

住所 青森県弘前市大字神田五丁目4番地5

氏名 株式会社青南商事
代表取締役 安東元吉

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

福島県知事 内堀雅雄



許可の年月日

令和元年9月13日

許可の有効年月日

令和6年7月27日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（破碎、選別、移動式圧縮、圧縮）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 中間処理（破碎、選別）に係るもの

①廃プラスチック類②金属くず③ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず
（これらのうち自動車等破砕物を含み、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

以上3種類

イ 中間処理（移動式圧縮）に係るもの

①廃プラスチック類②金属くず③ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず
（これらのうち廃自動車に限り、石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

以上3種類

ウ 中間処理（圧縮）に係るもの

①廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

以上1種類

2 事業の用に供するすべての施設

裏面記載のとおり

3 許可の条件

- 移動式廃自動車の圧縮施設の設置場所は排出事業場の敷地内に限ること。
- 移動式廃自動車の圧縮施設の稼働に当たっては、周辺環境に影響を与えないよう十分配慮すること。

4 許可の更新又は変更の状況

別紙記載のとおり

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

無

[WEB公開用]こちらの許可証写は契約書締結時に使用しないでください。

事業の用に供するすべての施設

(1) 中間処理（破碎）に係る施設

処理施設の種類	廃プラスチック類の破碎施設
処理能力	320 t/日（8時間）
設置年月日	平成11年6月23日
許可年月日	平成11年6月22日（許可番号 中振P第27号）
設置場所	福島県須賀川市越久字下田70番地12

処理施設の種類	廃プラスチック類の切断施設
処理能力	14.4 t/日（8時間）
処理する産業 廃棄物の種類	①廃プラスチック類②金属くず（これらのうち廃タイヤ に限り、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
設置年月日	平成17年2月25日
許可年月日	平成17年2月25日（許可番号 中振S第10号）
設置場所	福島県須賀川市越久字下田70番地12

(2) 中間処理（選別）に係る施設

処理施設の種類	自動車等破碎物の選別施設
処理能力	200 t/日（8時間）
設置年月日	平成11年6月23日
設置場所	福島県須賀川市越久字下田70番地12

(3) 中間処理（移動式圧縮）に係る施設

処理施設の種類	移動式廃自動車の圧縮施設（SCS社製 P.300/12）
処理能力	120 t/日（8時間）
設置年月日	平成17年3月18日
設置場所	福島市、郡山市及びいわき市を除く県内一円

(4) 中間処理（圧縮）に係る施設

処理施設の種類	廃プラスチック類の圧縮施設 （渡辺鉄工株式会社製 LBW-2010-150C型）
処理能力	381.6 t/日（8時間）
設置年月日	平成19年6月2日
許可年月日	平成19年5月30日（許可番号 中振S第23号）
設置場所	福島県須賀川市越久字発米11番15

[WEB公開用]こちらの許可証写は契約書締結時に使用しないでください。

許可の更新又は変更の状況

新規許可年月日	平成11年7月28日	
変更許可年月日	平成16年5月28日	(中間処理(移動式圧縮)を追加)
更新許可年月日	平成16年7月28日	
変更届出年月日	平成17年3月28日	(処理施設の追加)
変更許可年月日	平成19年8月20日	(中間処理(圧縮)を追加)
更新許可年月日	平成21年11月5日	(有効期間 平成21年7月28日~平成26年7月27日)
変更届出年月日	平成22年4月27日	(代表者の変更)
更新許可年月日	平成26年11月11日	(有効期間 平成26年7月28日~令和元年7月27日)
変更届出年月日	令和元年6月4日	(移動式圧縮に係る施設の削除、平成30年4月1日 福島市への権限移行に伴う事業所の削除)
更新許可年月日	令和元年9月13日	(有効期間 令和元年7月28日~令和6年7月27日)

